

平成 31年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 31年 3月 4日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	平成 31年 3月 15日 (金) 14時 00分
閉 会	平成 31年 3月 15日 (金) 15時 20分
出席議員	<p>議長 田中 政浩 1番 寺原 裕明 2番 柳 雅明 3番 持山 英幸 4番 石橋 里美 5番 木村 和彦 6番 深野 良二 7番 田口 讓司 8番 山本 一洋 9番 奥村 忠義 10番 山本 久矢 11番 木村 博文 12番 河内 直子 13番 横山 善美</p>
出席議員数	14名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田頭 喜久己 副町長 中野 高文 教育長 入江 哲生 総務課長 大武 一幸 企画課長 岩下 定徳 財政課長 神本 浩美 <small>税務課長</small> 藤本 英明 <small>住民課長</small> 亀田 美香 <small>出納室長</small> <small>人権・同和対策室長</small> 健康課長 古川 秀志 環境防災課長 倉掛 俊一 建設課長 堀内 明 都市計画課長 林 浩嗣 農林商工課長 近藤 亮太 上下水道課長 川波 剛 福祉課長 重信 利子 こども課長 一木 眞澄 教育課長 橋本 照美 生涯学習課長 松尾 和彦</p>
欠席者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 議会事務局議会係長 仲村 浩之 中原 玲子</p>

議 事 録

平成31年第1回定例会

[最終日]

平成31年3月15日（金）

開 議	
議 長	<p>それでは、本日の出席議員は14人です。 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 町長からの追加議案の提案の理由を説明提案の理由の説明を求めます。</p> <p>町長</p>
町 長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>提案理由の説明に先立ちまして、私の説明に一部誤りがございましたのでおわびして訂正させていただきたいと思えます。</p> <p>3月4日初日に説明いたしました議案の提案理由について、一部誤りがございました。恐れ入りますが、初日に配付いたしました提案理由書6ページをお開きいただきたいと思えます。提案理由書6ページ、議案第12号の下から2行目でございます。</p> <p>「補正額1,161万7,000円を増額し」と記入しておりますけれども、その部分を「補正額1,611万7,000円を増額し」に訂正させていただきたく思えます。1,161万は1,611万円の誤りでございました。</p> <p>また同じく、提案理由書7ページ、議案第13号の上から4行目から5行目にかかります。7ページの議案第13号でございます。上から4行目から5行目にかけてでございます。</p> <p>「資本的支出の予定額を692万8,000円減額し」の部分を「資本的支出の予定額を697万2,000円減額し」へ訂正させていただきたいと思えます。おわびして訂正いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、追加議案の説明をさせていただきます。</p> <p>本日は、平成31年第1回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日にお願ひしていただきましたように追加議案を上程させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>議案第21号、工事請負契約の締結につきましては、農災第6号、小川原地区頭首工災害復旧工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第22号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更につきましては、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散により福岡県市町村職員退職手当組合から脱退し、平成31年4月1日からふくおか県央環境広域施設組合が新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組織組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第23号、筑前町議会議員の議員報酬額及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本町の議会議員の期末手当の支給率を引き上げるため、当該条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>議案第24号、筑前町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一</p>

	<p>部が改正されたことに伴い、本町の特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給率を引き上げるため、当該条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第1号「町道の路線認定について」を議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>木村博文議員</p>
木村議員	<p>お尋ねいたします。</p> <p>今回の認定の中に、路線番号1426の大神線というのがございます。これにつきまして、昨年この場所の北側部分の位置についても路線の認定が行われました。6軒ほど新築の物件が建っております。</p> <p>今回、この南側ということで、4軒計画してあると思うんですが、10軒ほどここに増えた場合、中牟田の信号機のこの部分はものすごく狭くて、ボランティアで子供を誘導していただくような狭いところなんですね。そこに車が集中してくることが予想されるんです。</p> <p>申しわけありませんが、認定そのものに対しての質問ではないんですけども、県の開発であれば、主要道路まで6メートルの道路がずっとつながっていなければならないということだと思うのです。ミニ開発になると、接続部分だけが6メートル幅あればいいということで、その場所その場所の道路の対策しかとられない。それが合わさって、最終的に中牟田の信号に集まってきて、子供の通学などがものすごく危ぶまれるという状況が発生しております。</p> <p>だから、この認定そのものにはないんですけど、この認定を出されることに当たって、そのあたり担当課との協議などがあるべきだと思うんですが、そのあたりはどうされてありますでしょうか。お尋ねいたします。</p>
議 長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>開発につきましては、町の開発指導要綱がございますので、そちらに則って、道路法の基準とかもございます。そういったことを照らし合わせて、町の開発要綱には、幅員が6メートル以上とかいった要綱がありますけれども、取り付け道路の関係については、接続していなければならないという指導要綱の中身もございます。それには都市計画のほうと十分協議しながら、今後改善できるものについては改善していきたいと思っておりますけれども、今の段階では考えておりません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	木村博文議員
木村議員	<p>確かにそうだと思います。適正な、そういう開発がなされていると、そこは確認しておるところでございますが、どこにも言うところがなくて。例えば、さっき言ったように、子供の通学路としてはものすごく狭いところなんですよ。御存じだと思いますが、あそこは毎朝、河内議員が立って、子供たちを誘導せないかんごと危険なところなんです。だから、例えば教育課と、そのあたり、こうやって開発がなされますという協議をぜひとってもらいたい。そう思う思うわけです。すみません。そのあたりをもう少しお願いします。</p>
議 長	建設課長

建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>開発ができたことによって、周辺が狭い道路で、通学道路でもあるということから、車の往来とかもかなり増えてくるだろうと思います。特に通学道路となっている関係で、子供たちの安全・安心も注意すべきだと思います。基本的には道路は広ければ一番いいんでしょうけれども、そのあたりは地元のほうからそういった拡幅要望を出していただく、今の段階ではそういう手だてしかございません。ですので、通学路になっておるのであれば、その辺は子供たちの通学路の確保ということで、教育委員会とも十分に事故のないように周知、協議をしたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第1号「町道の路線認定について」を採決します。</p> <p>議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第1号「町道の路線認定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 議案第2号「町道の路線変更について」を議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号「町道の路線変更について」を採決します。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第2号「町道の路線変更について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 議案第3号「指定管理者の指定について」を議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号「指定管理者の指定について」を採決します。</p>

	議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第3号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第5	
議長	日程第5 議案第4号「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	課長の説明では、下から2段目の筑前町障害程度区分認定審査会は法律で規定されているため削除するという説明でした。設置根拠は不要なのに、なぜ原稿には上がっていたのかお尋ねいたします。
議長	福祉課長
福祉課長	お答えします。 職員が上位法があれば、これに上げなくていいという理解をしていなかったのだと思われます。
議長	よろしいですか。 河内議員
河内議員	では、職員の方の理解が少なく間違っていたということで、今後こういうことがないように十分注意をしていただきたいと思います。
議長	いいですか。 それでは、ほかにございませんか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第4号「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第4号「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議長	日程第6 議案第5号「筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計財政調整基金条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)

議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第5号「筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計財政調整基金条例を廃止する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第5号「筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計財政調整基金条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第6号「筑前町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>改正で(2)が入り「血液事業の用に供するもの」とありますが、この血液事業にはどんなものが含まれるのかお尋ねします。</p>
議長	<p>税務課長</p>
税務課長	<p>この条例は、平成28年の消費税の税率アップ、29年に予定されておりましたけど、そのときにできたものでございます。それが順繰りめぐって、延びておると言いますか、今回31年10月1日からの消費税アップについての環境性能割という話の中に出てきているものでございます。</p> <p>中身については、筑前町には該当するようなものはないんですが、日赤が輸送するもの、緊急で通っているような自動車だと考えております。そこまで細かい資料を持ち合わせませんけれども、そういうふうを考えております。</p> <p>今見てもらうとわかるんですけど、書き方も難しい条例なんです。条例を改正する条例の改正。ですから、まだ制定して執行していないものを改正するという条例。こういう条例があるのかなと思いますけど、そういうふうなものでございますので、中身については具体的にははっきりはわかりません。今の段階では把握しておりません。申しわけございません。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第6号「筑前町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第6号「筑前町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第7号「筑前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>

議長	<p>質疑ないようです。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第7号「筑前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第7号「筑前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第8号「筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>この改正は、水道環境を選択した者を削除する条例改正となっていますが、これまで水道環境を選択して布設工事監督者や水道技術管理者となった方はおられるのかお尋ねいたします。</p>
議長	<p>上下水道課長</p>
上下水道課長	<p>お答えいたします。 最初に、現状を申し上げたいと思います。この技術士法に基づいて行われております技術士試験の第二次試験は現在、20部門、96科目の中から選定を逐一やるという内容になっております。今回の改正に伴いまして、部門数は20部門でございますけれども69、27科目を統廃合されるということございまして、選択肢の中で、先ほど御指摘がありました水道環境といったものが存在するわけでございまして、二次試験の受験者が選択をしますので、この方が水環境を選択したかどうかということまでは私どもとしては把握をしていないところでございます。 以上です。</p>
議長	<p>ほかにございせんか。 河内議員</p>
河内議員	<p>96科目から第69科目に変更された科目の中に、水道環境も入っていると理解してよろしいですか。</p>
議長	<p>上下水道課長</p>
上下水道課長	<p>お答えいたします。 今、議員が御指摘のとおりで、27の科目が統廃合されまして、そのうちの上下水道に関する内容としては水道環境というものが存在しておりますので、その部分が今回の統廃合で削除されるということでございます。 以上です。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第8号「筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p>

	議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第8号「筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第9号「平成30年度筑前町一般会計補正予算(第9号)について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	補正予算資料のほうでお尋ねします。 資料の4ページです。14款使用料及び手数料、平和記念館入館料510万の減です。特別な事情があつての減なのかお尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 平成30年度の入館料につきましては、入館者数を11万人で見込んでおりました。今回、見込みが10万人を切るような状況になっておりますので、減額補正をさせていただいているところでございます。
議 長	河内議員
河内議員	31年度予算では、30年度予算よりも900万円以上のアップが計上されていますが、それで大丈夫ですか。
議 長	企画課長
企画課長	31年度につきましては、入館者数を10万人で見込んでおります。それにあわせて先般の議会で入館料を100円アップさせていただいておりますので、その部分を見込んで計上させていただいております。
議 長	ほかございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第9号「平成30年度筑前町一般会計補正予算案(第9号)について」を採決します。 議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第9号「平成30年度筑前町一般会計補正予算(第9号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第10号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで質疑を終わります。

	これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第10号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を採決します。 議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第10号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第12	
議長	日程第12 議案第11号「平成30年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第11号「平成30年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。 議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第11号「平成30年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第13	
議長	日程第13 議案第12号「平成30年度筑前町住宅資金新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑はこれで終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第12号「平成30年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。 議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第12号「平成30年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第14	
議長	日程第14 議案第13号「平成30年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

	これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第13号「平成30年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を採決します。 議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第13号「平成30年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第15～ 日程第21	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第15から日程第21までを一括議題とします。 一括議題とした日程第15 議案第14号から日程第21号 議案第20号までについて、予算審査特別委員会の報告を求めます。 横山委員長
横山委員長	予算審査特別委員長として、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。 本会議で一括議題として付託されました議案第14号から議案第20号は慎重に審査した結果、本委員会はお手元にお配りしました委員会の審査報告書のとおり、原案のとおり可決されましたので、会議規則第75条の規定によって報告いたします。
議 長	報告が終わりました。 一括議題とした議案第14号から議案第20号までに対する委員長の報告は可欠です。 予算審査特別委員会において詳細な質疑がなされたので、質疑を省略します。 議案第14号「平成31年度筑前町一般会計予算について」の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	災害復興に向けた予算であり、大いに評価はできますが、任意団体の一つに過ぎない部落解放同盟への600万円を超える補助金は、筑紫野市をも上回るものであり、財政規模から言っても到底、納得できるものではありません。また、他の任意団体、町民の皆さんの理解を得ることは困難と考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 深野議員
深野議員	賛成の立場で討論いたします。 反対されています予算については、残されている現状課題を解決するためにも必要な予算であります。部落解放同盟に対する補助金についても、部落差別解消推進法に基づき、行政も積極的に差別の解消に取り組んでいかなければならないことから、必要な予算と思います。 よって、賛成討論といたします。
議 長	これで討論を終わります。

	<p>これから、議案第14号「平成31年度筑前町一般会計予算について」を採決します。</p> <p>議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>議案第14号「平成31年度筑前町一般会計予算について」は、委員長の報告のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第15号「平成31年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員</p>
河内議員	<p>全国どこでも高過ぎる国民健康保険税に住民は悲鳴を上げています。高齢低所得の加入者が多い国民健康保険の保険税は、家族が多いと、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの2倍高くなります。2014年に全国知事会が国保料を協会けんぽ並みに引き下げるために1兆円の公費負担増を要望し、2018年度から3,400億円の公費負担が増えましたが、それでも現状を改めることができず、さらなる値上げが続いています。</p> <p>筑前町でも、昨年12月議会で、1人当たり8,990円、4人世帯では2万円もの増税となる国民健康保険税の条例改正が提出され、残念ながら賛成多数で可決されました。</p> <p>昨年7月には、全国知事会、11月には全国市長会もさらなる公費投入を求めています。筑前町議会としても、国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書を昨年12月に国の関係機関に提出しています。</p> <p>筑前町には自由に使える財政調整基金が約19億円もあります。国に全国自治体の要求実現を引き続き求めていくことはもちろんですが、実現を見るまでは保険税の引き下げではなく、財政調整基金を町民のために使うべきではないでしょうか。</p> <p>2億円を超える未納金額の解消はもちろんですが、抜本的な保険税引き下げを実現することこそ、住民の命と暮らしを守り、最大の収納対策にもなるのではないのでしょうか。</p> <p>よって、反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。 寺原議員</p>
寺原議員	<p>先般の議会におきまして、国保会計の赤字解消のために税率引き上げを可決し、あわせて国に財政支援を要望する意見書を提出されているようです。</p> <p>31年度の国保予算におきましては医療費の増加が見込まれる中、一般会計の法定外繰り入れがなく、また、県が激変緩和に努められ、1人当たりの納付金額は昨年とほぼ変わらない額に抑えられた内容となっており、適切な内容と判断します。</p> <p>国保加入者にとって負担増は厳しいため、今後の医療費抑制の一層の取り組みを望み、今回の予算について賛成をいたします。</p>
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第15号「平成31年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を採決します。</p> <p>議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>議案第15号「平成31年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」は、</p>

	委員長の報告のとおり可決されました。
議長	次に、議案第16号「平成31年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」、 討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	後期高齢者医療制度の保険料を軽減する特例措置、9割軽減、8.5割軽減を10 月から7割軽減とする内容となっており、低所得者層にとっては大変な負担増となり ます。 また、75歳という年齢だけで医療を差別する後期高齢者医療制度そのものに反 対であり、一日も早くもとの老人医療保険に戻すべきと考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 木村議員
木村議員	賛成の立場から討論いたします。 今回の後期高齢者医療会計は予算額の上昇は見られるものの、高齢化率の上昇や 社会の背景に照らし合わせると、高齢者が安定して医療を受けるためには適正な範 囲であると判断し、賛成の意思を表明し、討論とします。
議長	これで討論を終わります。 これから、議案第16号「平成31年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につ いて」を採決します。 議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手多数です。 したがって、議案第16号「平成31年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算に ついて」は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第17号「平成31年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	この議案は、償還金の返済予定額が昨年度より少なくなっています。本人の返済 計画に沿った金額ということですが、これではいつまでたっても解決できません。 償還期限は既に過ぎている案件です。後に続く職員の皆さんの負担をなくすため にも返済計画を見直していただき、一日も早く解決すべき案件と考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 奥村議員
奥村議員	賛成の立場から討論します。 住宅新築資金等貸付金等の町の償還が終わりましたが、債務者に対しては納付指 導や弁護士を活用した法的措置など、債権回収に一層の努力をしていただくこと になります。返済金の受け入れにも必要な会計と考えますので、賛成討論といたしま す。
議長	これで討論を終わります。 これから、議案第17号「平成31年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算について」を採決します。 議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、議案第17号「平成31年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第18号「平成31年度筑前町下水道事業会計予算について」、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第18号「平成31年度筑前町下水道事業会計予算について」を採決します。</p> <p>議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第18号「平成31年度筑前町下水道事業会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第19号「平成31年度筑前町水道事業会計予算について」、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第19号「平成31年度筑前町水道事業会計予算について」を採決します。</p> <p>議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第19号「平成31年度筑前町水道事業会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。</p> <p>議案第20号「平成31年度筑前町工業用地造成事業特別会計について」、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第20号「平成31年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を採決します。</p> <p>議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第20号「平成31年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。</p>
日程第22	
議長	<p>日程第22 議案第21号「工事請負契約の締結について（農災第6号小川原地区頭首工災害復旧工事）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>追加議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第21号「工事請負契約の締結について（農災第6号小川原地区頭首工災害復旧工事）」について</p> <p>次のとおり工事請負契約を締結するものです。</p>

	<p>本日付、提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりでありますので省略いたします。</p> <p>工事名、農災第6号小川原地区頭首工災害復旧工事。</p> <p>契約の方法、指名競争入札。</p> <p>請負契約額5,616万円。</p> <p>工事請負人、福岡県朝倉郡筑前町東小田1935番地1、有限会社 武土木建設、代表取締役 武田展彦。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>入札結果につきましては、有限会社 武土木建設が第1回目の入札で落札し、落札率は98.92%でございます。</p> <p>工事箇所及び工事概要につきましては、記載のとおりです。</p> <p>工期は、契約の効力の発生の日から平成31年3月25日まででございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>議案第21号「工事請負契約の締結について（農災第6号小川原地区頭首工災害復旧工事）」を採決します。</p> <p>議案第21号は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第21号「工事請負契約の締結について（農災第6号小川原地区頭首工災害復旧工事）」は原案のとおり可決されました。</p>
日程第23	
議 長	<p>日程第23 議案第22号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>追加議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第22号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」</p> <p>地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合からふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合を脱退させ、平成31年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合にふくおか県央環境広域施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長が冒頭説明をされましたので省略いたします。</p> <p>次の5ページとあわせて、新旧対照表をお配りさせていただいております。1ページ、2ページをお願いします。</p> <p>福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約でございます。</p> <p>福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。</p>

	<p>新旧対照表の1ページをお願いします。</p> <p>別表第1、嘉穂郡の項中「ふくおか県央環境施設組合及び飯塚市・桂川町衛生施設組合」を削り、「飯塚地区消防組合」の次に「ふくおか県央環境広域施設組合」を加え、一番下の同表「その他」の項中「浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合」を削る。</p> <p>2ページでございます。</p> <p>別表第2、第1区項中「浮羽老人ホーム組合」を削り、同表第2区の項中「ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合及び東山老人ホーム組合」を削り、「有明衛生環境施設組合」の次に、「ふくおか県央環境広域施設組合」を加える。</p> <p>附則として、この規約は平成31年4月1日から施行する。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を採決します。</p> <p>議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第22号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第24	
議長	<p>日程第24 議案第23号「筑前町議会議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>追加議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第23号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、冒頭町長から説明がありましたけれども、国の特別職の期末手当の支給率は、現在100分の330から100分の5引き上げられまして、100分の335になったことから、国に準じて改正をしようとするものでございます。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>現行と改正案を記載しております。現行の第6条第2項、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の175とありますものを、6月、12月ともに100分の335を2で割った100分の1</p>

	<p>6 7.5 と改正するものでございます。</p> <p>附則として、平成30年12月1日を基準日として支給しております期末手当の支給率は、100分の175から100分の180へと変更するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>後段の24号では、常勤の者の期末手当の支給を引き上げる改正という町長の提案理由の説明がありましたが、議員の場合、非常勤ですけれども、法的に問題はないのでしょうか。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>人事院勧告に基づく措置でございます。表現につきましては、今ちょっと確認をいたしますけれども、私どもは常勤、議会は非常勤でございます。非常勤も改正は人勧に準じるという考え方で今回も提案をさせていただいております。字句につきましては、再度確認させていただきます。</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第23号「筑前町議会議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(「議長異議あり。まだ返答がされていないです」の声あり)</p>
議 長	申しわけないです。
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15:01)</p>
休 憩	
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(15:12)</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>先ほどの河内議員の質疑に対して字句の説明を申し上げたいと思います。</p> <p>御案内のように、地方公務員は常勤特別職、非常勤特別職等々に分かれております。議会議員につきましては非常勤特別職ということで、この23号につきましては議会議員に特定した提案であると御理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第23号「筑前町議会議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

	(賛成者挙手)
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第23号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第25	
議長	<p>日程第25 議案第24号「筑前町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>追加議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第24号「筑前町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案につきましては、冒頭、町長が説明されたとおりでございます。</p> <p>また、支給率等についても、先ほどの議案23号で説明させていただきましたので省略いたします。</p> <p>9ページをお願いします。</p> <p>現行、改正案を記載しております。第4条、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の175、これを新しく改正案として、第4条の100分の167.5、説明は先ほどと同じようなものでございます。</p> <p>附則として、平成30年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の180とするとしております。</p> <p>説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑はないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第24号「筑前町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第24号「筑前町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第26	
議長	<p>日程第26 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。</p> <p>議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期中会期日程等会議の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p>

	<p>委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
日程第27	
議長	<p>日程第27 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。</p> <p>各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
閉会	
議長	<p>これで、本日の会議は全部終了しました。</p> <p>田頭町長</p>
町長	<p>定例会閉会に当たりまして、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。</p> <p>本定例会に上程いたしました全議案、慎重審議の上、可決いただきました。ありがとうございました。</p> <p>特に今回の予算は、繰り越し事業も含め、災害対応予算が例年になく突出しております。本町の一般財源等は厳しい状況ではありますが、事業執行等の予算を今回可決いただきましたので、早速事業に着手すべく準備を進めてまいります。</p> <p>また、災害対応は当然としながらも、他の行政課題につきましても臆することなく、できる得る限り積極予算を決定していただいたと言えると思います。健全財政と地域活性化を両輪としたまちづくりが推進される予算であると確信いたします。</p> <p>決定いただきました本予算の事業執行におきましても、御指導、御協力をお願いいたしまして、平成31年第1回定例会の閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
議長	<p>町長からの挨拶は終わりました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>平成31年度第1回筑前町議会定例会を閉会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(15:20)</p>

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議長 田中政浩

1番議員 寺原裕明

2番議員 柳 雅明